

議案第26号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

大田原市長 相馬 憲一

記

- 1 処分の目的 森林資源の循環活用のため
- 2 財産の表示
 - (1) 所在 大田原市北野上字中山（林班23、準林班ウ、工外）
種類 立木（スギ、ヒノキ）
数量 3, 256立方メートル
 - (2) 所在 大田原市北野上字中山（林班23、準林班キ、小班3外）
種類 立木（スギ）
数量 1, 372立方メートル
 - (3) 所在 大田原市北野上字中山（林班23、準林班カ、小班2の一部）
種類 立木（スギ）
数量 2, 579立方メートル
- 3 処分の予定価格 104, 854, 000円
- 4 処分の方法 素材生産販売委託